

川越町外国人英語指導員派遣業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

国際理解教育・外国語活動・外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手（以下「ALT」という。）を各小中学校及び各園（以下「学校等」という。）に派遣している。

については、ALTと幼児児童生徒との関係が円滑に行き、教員及び教育委員会と連携・協力し、上記に掲げる教育活動等の業務を遂行することができる事業者を公募型プロポーザルにより募集する。

2 業務名

川越町外国人英語指導員派遣業務

3 委託内容

「川越町外国人英語指導員派遣業務 仕様書」のとおり。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、外国人英語指導業務に係る目的を理解し、本業務を遂行するための実績及び能力がある事業者で、次に掲げる項目をすべて満たしていなければならない。

- (1) 川越町会計規則（昭和 51 年規則第 2 号）第 72 条の規定による川越町入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 川越町建設工事等指名競争入札参加者指名停止基準要綱（平成 18 年 3 月 31 日要綱第 21 号。以下「指名停止基準要綱」という。）第 4 条の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に該当する者でないこと。
- (6) 国税・地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去 5 年以内に国及び地方公共団体において、当該業務と同様の業務を受託し、契約を完了した実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、契約後満 1 年を経過していること。

5 提案上限額

55,200,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

※ 上限額を超えての提案は無効とする。

6 審査員

契約の相手方となる候補者を選定するため、町関係者で構成する「川越町英語指導員派遣業務審査会」（以下「審査会」という）の審査員を選任する。

7 企画提案にあたっての留意事項について

- (1) 参加希望者は、参加表明書の提出をもって、本要項及び派遣業務仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、変更できないものとする。
- (4) 提出された書類は、採用・不採用に関わらず返却しない。
- (5) 選定された企画提案書の著作権は、川越町に帰属する。
- (6) 選考されなかった企画提案書の著作権は、参加者に属する。
- (7) 川越町から提供する資料は、取扱いに注意するとともに、無断で本プロポーザルに係る業務以外に使用してはならない。
- (8) 本要項及び派遣業務仕様書に定めるもののほか、本プロポーザルに関する事項で変更があった場合は、電子メールによりすべての参加希望者に通知する。
- (9) 使用する言語は日本語とし、通貨は円とする。
- (10) 参加希望者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、無効とする。
 - ① 資格要件を欠くもの。
 - ② 提出書類に虚偽があったとき。
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ④ 信義則に反するとみなされたとき。
 - ⑤ その他選考に関し不正があったとき。

8 参加申込方法

- (1) 所管課（すべての書類の提出先）

川越町教育委員会事務局学校教育課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

TEL:059-366-7121/FAX:059-364-2568

e-mail:k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

主な実施項目	月 日
公告日	1 2 月 2 4 日 (金)
参加表明書受付期間	1 2 月 2 4 日 (金) ~ 1 月 1 4 日 (金)
プレゼンテーション参加通知日	1 月 1 7 日 (月)
企画提案書等の質疑提出期限	1 月 2 4 日 (月)
企画提案書等の質疑の回答日	1 月 2 8 日 (金)
企画提案書等の提出期限	2 月 2 日 (水)
参加辞退届提出期限	2 月 2 日 (水)
プレゼンテーション・ヒアリング実施日	2 月 9 日 (水) 午後
選定結果通知日	2 月 1 4 日 (月) 予定

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年1月14日(金) 17:00(必着)

提出場所：(1)に同じ

提出方法：持参、郵送(簡易書留に限る)または宅配便

提出書類：参加表明書(様式第1号) 1通

(4) プレゼンテーション参加通知

通知日：令和4年1月17日(月) 17:00まで

通知方法：e-mailにて参加申請者全員に通知する。

(5) 企画提案書等の質疑提出期限及び提出方法

提出期限：令和4年1月24日(月) 17:00(必着)

提出方法：e-mail又はFAX

提出書類：企画提案書等に係る質問書(様式第2号)

(6) 企画提案書等の質疑の回答

回答日：令和4年1月28日(金) 17:00まで

回答方法：e-mail又はFAXにて参加申請者全員に回答する。

(7) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年2月2日(水) 17:00(必着)

提出場所：(1)に同じ

提出方法：持参、郵送(簡易書留に限る)または宅配便

提出書類：①企画提案書等提出書(様式第3号) 1通

②企画提案書(任意様式) 8通

③提案見積書（任意様式） 8 通

9 企画提案書等作成上の留意事項

（1）企画提案書

- ① 企画提案書の様式の規格は、A 4 縦長横書き両面刷りとすること。
- ② 企画提案書には、会社名その他作成者が特定される表現、記載等をしてしないこと。
- ③ 企画提案書には、本件を受託した場合の企画内容を具体的に記載すること。
- ④ 企画提案書には、以下の項目を必ず併記すること。
 - ア 会社概要・経営理念
 - イ 雇用している A L T の人数（令和 4 年 1 月 1 日現在）
 - ウ 外国人英語指導教育分野での実績
 - エ A L T の採用方法・条件
 - オ A L T の研修体制・内容
 - カ A L T に対する監督及び評価体制
 - キ A L T の労務管理体制
 - ク 緊急時対応
 - ケ 教育委員会、学校等及び A L T 間の連絡体制
 - コ 新学習指導要領を踏まえた川越町に合った教育プログラム、教材等の提案
 - サ 法令遵守（コンプライアンス）

（2）提案見積書

- ① 見積書の様式は、申請者使用のもので可とする。
- ② 見積書には、川越町入札参加資格者名簿に登録された社名（本店又は支店名）を記載し、使用印鑑届により届け出た印鑑を押印すること。

10 審査方法について

企画提案書提出期間終了後、関係各所の長等で構成される当該業務に係る審査会において、審査を実施する。参加業者が 1 社であっても以下の選考手続きは実施するので留意すること。

（1）プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- ① 日 時：令和 4 年 2 月 9 日（水）13：30 から開催予定
※ 時間の詳細については、別途申請者に通知する。
- ② 評価方法：提案内容と見積価格の評価を合算した総合評価による選定

- ③ 実施時間：プレゼンテーション 20分以内
ヒアリング 10分以内

(2) 選定方法

派遣業務仕様書で指定する外国人英語指導員派遣業務が十分施行できる事業者であることが必須条件であり、別紙「企画提案書評価基準」に基づき、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。審査の結果、評価点数合計の最も高い申請者を派遣候補者として選定する。

(3) 注意事項

- ① 公平公正な審査のため、会社名等が判断できるような発言はしないこと。
② プロジェクター及びスクリーンは、川越町が用意する。
③ 使用するパソコン、アプリケーション等は、申請者が用意すること。

(4) 選定結果の通知

回答日：令和4年2月14日（月）予定

回答方法：選考結果通知書によりすべての申請者に回答する。

(5) その他

審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。

1.1 受託業者の決定

1.0で選定された派遣候補者と協議し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定による随意契約を締結する手続きを進める。ただし、派遣候補者が下記に掲げる欠格事項のいずれかに該当したときは、選定結果の次点の申請者と協議するものとする。

1.2 欠格事項

- (1) 企画提案書等、提出した書類に虚偽の記載があると判明したとき。
(2) 審査に対し、不当な要求等をしたとき。
(3) 本要項及び業務委託仕様書に違反したとき。
(4) 提出書類等の提出期限を経過してから、提出されたことが判明したとき。
(5) 審査の公平性を害する行為があったと認められたとき。
(6) その他、不正な行為があったとき。

1 3 その他

- (1) 審査会の会議内容は公開しない。
- (2) 採用された企画提案書については、審査会における選定の判断において重要な事項に抵触しない範囲で、川越町と決定業者双方の協議により変更することがある。
- (3) 当派遣業務の参加申請後は、派遣業者決定まで川越町における営業活動を自粛すること。営業活動が発覚したときは、失格になるとともに指名停止基準要綱第4条の規定により指名停止になることがあるので留意すること。